

手数料	道路使用許可申請 (1号許可)
	手数料額 2,500円

手数料	道路使用許可申請 (2・3・4号許可)
	手数料額 2,000円

別記様式第六(第十条関係)

<h2>道路使用許可申請書</h2>			
大阪府		年 月 日	
警察署長 殿			
		住所	
		申請者	
		氏名	
		(電話)	
道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで (各日 午前・午後 時から午前・午後 時まで)	
方法又は形態			
添付書類			
現場	住所		
責任者	氏名	電話	
第 号			
<h2>道路使用許可証</h2>			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件	別紙のとおり。		
		年 月 日	
大阪府		警察署長 印	

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(教示事項)
この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。